

## 令和3年度予算概算要求に係る再評価結果一覧 (令和2年12月時点)

別添3

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	該当 基準	総事 業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効 果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方 針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)					
			便益の内訳及び主な根拠	費用の内訳	B／C					
鳴瀬川総合開発事業 東北地方整備局	その他	1,450	1,389	<p><b>【内訳】</b> 被害防止便益：734億円 流水の正常な機能の維持 に関する便益：646億円 残存価値：9億円</p> <p><b>【主な根拠】</b> 洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数： 141戸 年平均浸水軽減面積： 126ha 流水の正常な機能の維持 に関する便益： 流水の正常な機能の維 持に関して、鳴瀬川ダム と同じ機能を有するダム を代替施設とし、代替法 を用いて計上</p>	1,032	<p><b>【内訳】</b> 建設費 978億円 維持管理費 54億円</p>	<p>・河川整備計画規模 の洪水が発生した場 合、鳴瀬川総合開発 事業の完成により、 浸水区域内の避難行 動要支援者数は 99%(10,500人)、想定 死者数(避難率40%) は100%(58人)の軽減 が期待できる。 ・さらに、電力の停 止による影響人口は 99%(15,866人)の軽減 が期待できる。ま た、事業の実施によ り、河川整備計画規 模の洪水が発生した 場合、JR東北本線、 JR陸羽東線、JR石巻 線、国道4号、108 号、346号、457号の 交通途絶の防止が期 待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の策定に伴い、再評価を実施。</li> </ul> <p>①事業を巡る社会経済情勢の変化 ・鳴瀬川流域内市町村の総人口は、平成12年をピークに緩やかな減少傾 向で推移している一方、総世帯数は、緩やかな増加傾向で推移してい る。 ・農業生産額は、近年は横ばいで推移している。 ・製造品出荷額は、仙台北部中核工業団地への工場進出により平成24年 から平成29年にかけて急激に増加(約1.7倍)している。</p> <p>②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みについて ・鳴瀬川総合開発事業は、平成29年度に建設段階に移行後、環境影響 評価手続きを踏まえ、今後、特定多目的ダム法に基づく「基本計画」を作 成する。 ・引き続き、ダム本体及び付替道路等の調査・設計や用地調査等を継続 し、用地補償および工事等に着手する予定であり、計画的な事業進捗を 図って行く。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案の可能性について ・鳴瀬川総合開発事業では、堤体上下流面勾配や、堤体材料採取地の見 直し等によるコスト縮減を図る。 ・また、最新の知見、新技術やICT技術を活用した設計・計画・施工等 を設計段階から盛り込み、品質確保及びコスト縮減ができるよう、引き 続き工夫していく。 ・平成25年度に実施した鳴瀬川総合開発事業の検証に係る検討におい て、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づ き、代替案を複数の評価軸ごとに評価し、最も有利な案は、現計画案と 評価している。 ・今回の鳴瀬川総合開発事業基本計画の総事業費の変更においても、治 水(洪水調節)、新規利水、流水の正常な機能の維持の目的別の総合評 価では、「現計画案」が最も有利とのダム検証時の評価を覆すものでは ない。</p>	継続	水管理・国土保全 局 治水課 (課長 藤巻 浩 之)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)				
			貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C(億円)	B/C								
			便益の内訳及び主な根拠	費用の内訳									
霞ヶ浦導水事業 関東地方整備局	再々評価	2,395	4,414	【内訳】 水質浄化に関する便益:1,813億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:2,556億円 残存価値:45億円  【主な根拠】 水質浄化に関する便益： 支払い意思額 霞ヶ浦 414円/ 月/世帯 桜川・千波湖 342円/ 月/世帯 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して、霞ヶ浦導水と同じ機能を有する施設を代替施設とし、代替法を用いて計上	3,049	【内訳】 建設費 2,913億円 維持管理費 136億円	1.4  ・利根川や那珂川で発生した平成6年以降の渴水において、霞ヶ浦導水事業が完成していたと仮定した場合、以下の効果があったものと想定。  【利根川】 ・8回の取水制限のうち5回解消 ・取水制限日数も延べ407日から150日と約6割減 ・平成8年渴水の最大取水制限率が30%から10%に軽減  【那珂川】 ・3回の取水制限のうち2回解消 ・取水制限日数も延べ26日から5日と約8割減 ・平成13年渴水（取水制限期間13日、最大取水制限率15%）の取水制限がすべて解消	・再評価実施後一定期間（5年間）が経過している事業であるため再評価を実施。  ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・霞ヶ浦の水質は、COD6.8mg/l (H30年平均値) であり、環境基準 COD3.0mg/l を上回っている。 ・茨城県・千葉県・栃木県は湖沼水質保全計画を策定し、各関係者が連携し水質改善に取り組んでいるが、未だ計画目標 (COD5mg/l前半) を達成できていない。 ・桜川・千波湖では、桜川清流ルネッサンスⅡを策定し水質改善等を実施しているが、依然として夏季においては水質目標値を超過する月があり、また、アオコによる景観障害・悪臭の発生等、親水性が損なわれている。 ・平成6年以降、取水制限に至った渴水が、利根川では8回、那珂川では3回発生。 ・茨城県内（県央・県南・県西・鹿行地域の合計）の人口は約230万人。近年横ばいで推移しており、世帯数は増加傾向。 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会（会長茨城県知事）により、霞ヶ浦導水事業の促進を求める要望が毎年行われている。  ②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みについて ・地権者をはじめ地元関係者との調整状況や現場条件等の変更を踏まえ、工程を精查した結果、事業期間が延長。（工期：令和5年度（平成35年度） → 令和12年度までの予定） ・引き続き、那珂導水路および高浜樋管等の工事を推進。 ・那珂川の関係漁協が霞ヶ浦導水事業の那珂樋管工事差し止めを求めた訴訟は、平成30年4月に和解が成立し、和解条項に基づく魚類生態調査や水質調査、有識者委員会の検討に基づく魚類迷入試験などを進めていく。 ・関係自治体からは、早期完成を望む声が大きい。  ③コスト縮減や代替案立案等の可能性について ・国、関係自治体、利水者からなる「霞ヶ浦導水事業のコスト管理等に関する連絡協議会」において、事業の進捗状況や事業監理等に関する情報交換等を行い、コスト縮減に努めていく。 ・平成26年度に実施した霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「水質浄化」、「新規利水」及び「流水の正常な機能の維持」について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」となり総合的な評価として、「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」が優位と評価。 ・上記評価について、今回の霞ヶ浦導水事業計画の変更に伴う、建設費の見直しを考慮したとしても、「現計画案（霞ヶ浦導水事業）」が優位と評価。	継続	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)			